

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和6年2月6日

四條畷市農業委員会議事録

令和6年2月6日(火)午後1時30分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室にて開催

1 本日の出席委員

会 長	中西 久雄
委 員	丸石 正、南野 靖博、西川 一也、北田 澄子 土井 一憲、岡嶋 祐之、久門 廣美、林 秀一 村上 治、小林 克重、西尾 秀文、片下 周司、田中 邦明

2 本日の欠席委員

3 本日の事務局職員

事務局長	西野 英晃
事務局主任	森 大和
事務局書記	久保 光希
事務局書記	衣笠 航平

4 本日の議案

日程第1 [議案第26号] 特定農地貸付け承認申請の件
決議事項 目標地図の素案作成要否について

5 本日の資料 現地写真

議長

午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
本日の議事録署名者には、北田 澄子委員と土井 一憲委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思いますので、円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしくお願い致します。
(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

特定農地貸付け承認申請の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第26号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
この申請は市民農園を開設するために必要なものであり、農地を区割りして利用者に貸し出すためには、特定農地貸付法により、農業委員会の承認が必要になります。
各区は10a未満で、貸付期間は5年を超えない、利用者の営利を目的としない農作物の栽培などの要件があります。
番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。
砂3-584-2はるうてるホームの北側付近で、現況は、スクリーンのとおりでございます。
貸付区画は一区画16㎡で、71区画、賃料は年間7,000円で貸し出す予定になっており、地区の掲示板、チラシ配布を通じて入園者の募集を行うとのことです。
1月22日(月)午前10時から地区農業委員の中西会長と現地立会調査を行いました。
事務局からの説明は以上でございます。
議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
全委員 なし。
議長 ないようですので、この件については委員会報告と致します。

決議事項

目標地図の素案作成要否について

議長
事務局長
事務局書記

次に、議案書にはありませんが、急遽農業委員会で決議する案件がありますのでみなさまにお諮りしたいと思います。
事務局から説明をお願いします。
議長朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
地域計画とは地域の方々が、その地域の将来の農地利用の姿を話し合っ
て作る地域の設計図で農業者だけでなく、後継者や地域住民など非農家の方々も一緒に話し合っ
て地域の5年後、10年後を想像しながらどのような地域にしていくか考えるものでござ
います。また目標地図とは誰がどの農地を耕作するのかを示す地図で、地域計画では、この
目標地図を作ることが必須となります。農業委員会の業務としては、協議の場への参加と
目標地図の素案の作成がござ
います。まず、協議の場は地域の農家や非農家がその地域の将来の農地利用やだれが耕作
していくのかなどを話し合う場となります。目標地図の素案の作成は目標地図の作成の前
段として、認定農業者が多く存在する地区は農業委員会で、誰がどの農地を耕作すると
効率よく集約化できるのか検討し、目標地図の素案を作成することができるものとな
ります。
四條畷市では、認定農業者が数人しかおらず地区によっては不在の場

合もあり、集約化を検討することが難しいこと、目標地図の素案を作成しなかった場合、協議の場で誰がどこを耕作するのか、ゼロから検討するため農業委員による権利の調整に時間を要することの2点の課題を踏まえ今回、目標地図の素案の作成要否について委員会で決定したいと思います。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

丸石委員
事務局書記
土井委員
事務局書記
土井委員

素案の地図は地域全体で作るのか

作るのであれば地区の事情に応じて、地区ごとに作成します。

地域計画は全地区で作成するのか

法律上は市街化調整区域が作成の対象となっております。

現実的な部分で、集積を考えると下田原や上田原、逢阪くらいではないか

事務局書記

大阪府では大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例で、農地を保全していく区域を定めており、四條畷市では下田原と上田原、逢阪が対象になっている。府としても農空間条例の対象地域では地域計画策定を積極的に推進しているが、それ以外の調整区域はかなり市街地に近く、農地も点在している状態であるので、地域の意向を協議の場で確認する必要があると考える。

村上委員
事務局書記

作らなかったら何かデメリットはあるのか

現時点で明確なデメリットは示されておりませんが、法に規定されたということは、今後国庫補助金など大型の事業などを受けるときの条件になるのではないかと想定されます。

議長

では、今回、農業委員会として目標地図の素案の作成はしない方向でよろしいでしょうか。

全委員
議長

異議なし。

ないようですので、この件については委員会決議と致します。

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会はこちらをもちまして閉会とします。

午後2時30分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議長)会長

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 書記